

答 申 第 218 号

令和5年2月10日

神戸市長

久元喜造様

神戸市情報公開審査会

会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

令和4年8月26日付神行行第393号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「特定個人に係る兵庫区役所代表電話通話録音データ」の公開請求の拒否による非公開決定についての諮問

答 申

1 審査会の結論

特定個人に係る兵庫区役所代表電話に電話をした会話の録音データについて、存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

「令和4年5月12日に、私〇〇が神戸市兵庫区役所の代表電話に電話をしたところ、甲のオペレーターの××という女性に、兵庫区生活支援課の△△の人事移動について問い合わせた際に、生活保護を受給しているとの発言があり、これは人権侵害である。その会話の録音テープやデータは甲が保有しているが、神戸市に開示を求める。」

(2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対して、公開請求の拒否による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(3) これに対し、請求人は、本件決定の取消しを求める審査請求（以下「本件請求」という。）を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、令和4年7月4日受付の審査請求書から審査会の判断に関わると認められた部分を要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件決定を取り消す、との裁決を求める。神戸市及び甲（電話代表交換業務受託事業者）の両者とも、今回の音声データの内容を、人権侵害があった事実を認めていないので、不服申立てに至る。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和4年7月26日受付の弁明書、令和4年12月27日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

請求内容に該当する文書の存否を答えることにより、特定の個人が特定の日に兵庫区役所代表電話に架電をしたか否かという事実を明らかにすることになる。このような事実は、特定の個人が識別されうるものであり、公にすることが正当ではない情報（条例第10条第1号ア）に該当するため、条例第12条1項の規定に基づき、公開請求を拒否する。

5 審査会の判断

(1) 争点について

本件における争点は、特定個人が特定日に兵庫区役所の代表電話に電話をした際の会話の録音データについての公開請求に対して、対象となる公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した本件決定の妥当性についてである。

なお、当審査会は、本件請求の対象となった本件決定の妥当性について判断するものであり、請求人が主張する事実の認否について審査し、認定するものではない。

以下、検討する。

(2) 存否応答拒否について

条例第 12 条の規定では、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第 10 条各号に掲げる情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」としている。

この「存否応答拒否」は、公開請求に対する公文書の存否を示すこと自体が、ある事実を明らかにすることとなり、個人や法人等の保護されるべき正当な権利利益等が損なわれるおそれがある場合に適用される。具体的にいうと、公開請求書に記載された公開を請求する公文書の内容に、特定の個人名や法人名等と特定の事項など限定的な記載がなされており、それを前提として、非公開決定や不存在決定によって公文書の有無を応答することにより、条例第 10 条各号に該当する情報を公開することになる場合に、本条を適用すべきものである。

(3) 本件決定の妥当性について

審査会が本件公開請求書の記載内容を確認したところ、特定個人が特定日に兵庫区役所の代表電話に電話をした際の録音データを求めていることが認められる。

そうすると、本件請求に係る公文書の存否を答えることは、特定個人が兵庫区役所に電話をしたという事実の有無、即ち特定個人の特定日の行動内容が明らかになることから、条例第 10 条第 1 号アの非公開情報に該当するものと認められるため、条例第 12 条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は妥当である。

なお、請求人は請求者本人の個別的な事情を前提として本件請求に及んでいるが、情報公開制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、公文書の公開・非公開等の判断は、請求者が誰であるのかを問わず、一律に判断されなければならない。この取扱いは存否応答拒否についても同様で、仮に特定個人に関する情報について当該本人から請求があった場合でも、制度上は、当該本人に対して存否の応答を拒否するものである。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
令和4年7月4日	—	* 審査請求人から審査請求書を受理
令和4年7月26日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和4年8月26日	—	* 諮問書を受理
令和4年12月27日	第350回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和5年1月23日	第351回審査会	* 審議